

石油産業国有化のプロトタイプについて

山崎, 朗

<https://doi.org/10.15017/2920656>

出版情報 : 経済論究. 61, pp.229-268, 1985-03-25. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

石油産業国有化のプロトタイプについて

山 崎 朗

目 次

- I 問題提起
- II メキシコの石油産業国有化
 - (1) 国有化紛争
 - (2) 国有化を成功に導いた要因
 - (3) PEMEX の役割と問題点
 - (4) 国有化の功罪
- III イランの石油産業国有化
 - (1) 一回目の紛争
 - (2) 二回目の紛争
 - (3) モサデグによる国有化（三回目の紛争）
 - (4) 国有化失敗の原因
 - (5) 国有化後のイラン石油産業
- IV イラクの石油産業国有化
 - (1) IPC の設立過程
 - (2) IPC 国有化の前段階
 - (3) イラクの国有化戦略
 - (i) 技術・販路問題の解決
 - (ii) 市場構造の変化
 - (iii) IPC 国有化
 - (iv) 産油国の支援
 - (v) 国有化原油の販売
 - (vi) 国有化の完了
 - (4) 国有化後のイラク石油産業
- V プロトタイプの国有化と事業参加思想
 - (1) プロトタイプの国有化の共通点
 - (2) 事業参加思想への転換

I. 問題提起

本論文は、プロトタイプ (Prototype) の石油産業国有化を行った背景及びその目的、国有化の成否を規定した要因、国有化後の石油産業の発展過程を比較分析したものである。

「プロトタイプ (原型)」の規定には、歴史性と思想性が込められている。ある思想が行動の指針になった場合、その思想は現実には、ある形態として反映されることになる。我々は、逆にその現実の形態から源泉の思想へとたどりつくこともできる。

「プロトタイプ」という用語は、具体的には、思想的背景を異にする次の2つの国有化形態と区別するために用いられている¹⁾。

一つは社会主義革命による石油産業国有化(たとえば1917年のソビエト革命)であり、もう一つは1968年サウジアラビアのヤマニ (Ahmad Zaki Yamani) 石油相によって提唱され、1973年以降に現実化することになる事業参加 (Participation) である。

プロトタイプの国有化は歴史的には、もちろん例外はあると思われるが、1917年から1973年までの間に発展途上国で行われた典型的な石油産業国有化の形態であったということができよう。

ここではプロトタイプの国有化として、1938年のメキシコの国有化、1951年のイランの国有化、1972年から75年にかけてのイラクの国有化の3例をとりあげることにした²⁾。これら3国の国有化は社会主義化による国有化でもなく、また国際石油資本³⁾の管理システムを認めつつ、それに産油国が参加するという事業参加の形態とも異なる。プロトタイプの国有化とは、産油国にとって帝国主義支配の歴史的象徴であるとともに、国民経済の中心産業でもある石油産業を国有化し、開発・生産計画や輸出量・価格決定権を自らの手に取り戻し、自らの意志決定が行使できるよう、旧外資(主として国際石油資本)及びその本国政府から自立することを目的とした産油国の主体的行動であった。

だが、産油国の国際石油資本からの自立、すなわちプロトタイプの国有化の

進展は、国際石油産業全体にとっては難しい問題を引き起こす可能性を秘めていた。つまり、国有化によって産出量・価格決定権を握った国家が、自主的に減産したり、将来の生産量調整に密接に関わることになる探鉱・開発活動の抑制に協力したり、はたまた価格を他の産油国や国際石油資本のつける価格と一致させようと努力するかという問題である。

プロトタイプ of 国有化の成功は、1950年代から1960年代にかけて強力に作用してきた国際石油資本の中東油田共同所有による競争排除ならびに生産調整のシステムを根本から破壊する側面をもつのである。

1969年5月、ベイルートのアメリカン大学主催の国際石油産業に関する第3回セミナーでの講演においてヤマニは、事業参加形態以外のいかなる国有化も「原油市場に著しい過剰生産をもたらし」⁴⁾、その結果「原油価格構造の劇的崩壊と産油国相互の競合生産をもたらす」⁵⁾ものとみなしていた。

石油産業の長い歴史を振り返ってみるならば、価格メカニズムの働きは安定な原油価格をもたらすことがなかった。たとえば、1920年には3.07ドル/バーレルだった原油価格が、1929年には1.27ドル/バーレルにまで低下、さらに1930年に東テキサスで新油田が発見されると東テキサス原油は10セント/バーレルで売り出されている。その結果、高原価の油田は閉鎖され、1931年の平均原油価格は65セントになるという有様であった⁶⁾。そのため中小石油資本を保護するためのなんらかの管理システム——それは結果として独占価格の維持・強化につながっていくのであるが——が必要とされてきたのである⁷⁾。

管理システムの最も古い代表的な例としては、アメリカのテキサス鉄道委員会 (Texas Railroad Commission) によるアメリカ国内における生産割当があげられる。しかし、フランケルのいうように「アメリカでは国際的衝突は生じない」⁸⁾ し、しかも「アメリカにおいてさえ、2州以上にまたがる公けの統制を布くことは困難」⁹⁾であった。

現在、消費国と産油国の間で新しい国際的管理システムを作り出そうという動きはあるが、いまだ実現していない。現在の OPEC (Organization of Petroleum Exporting Countries, 石油輸出国機構) の苦境は、新システムの設立がいかに困難なものであるかを示しているとみることができよう。

本論文のもう一つの課題は、ヤマニが国有化ではなく、なぜ事業参加でなければならないと主張したかをプロトタイプの国有化の「問題点」から明らかにすることである。

注

- 1) 「国有化」の法的な定義は多岐に渡るが、ここでは国有化の思想的背景及び形態に指標を求めているので、法的な定義論争には加わらない。「国有化」のさまざまな法律上の定義については、桜井雅夫・北村かよ子・石田曉恵編『発展途上国の外国系企業国有化』（経済協力調査資料78）アジア経済研究所、1978年を参照されたい。
- 2) プロトタイプの国有化として最も古いのは1937年、ボリビアの国営石油企業 YPFB (Yacimientos Petroliferos Fiscales Bolivianos, 1936年設立) による Standard Oil of New Jersey (現在の Exxon) の国有化であろうと思われる。この国有化は、メキシコ国有化の前年、しかも同じラテンアメリカで起こった事件だけにメキシコの国有化に大きな影響を与えたと考えられる。残念ながら他の3国との比較に耐えうるだけの資料が不足しているため、とりあげることができなかった。ボリビアの国有化の概略については、ラテン・アメリカ協会編『ラテン・アメリカの歴史』中央公論社、1964年、松村清二郎編『ラテン・アメリカの石油と経済(続)』アジア経済研究所、1970年及び Harvey O'Connor, *World Crisis in Oil* (New York, Monthly Review Press, 1962) を参照されたい。

またここで用いる「石油産業」は、上流部門(原油生産部門)に限定されている。そのため1960年のセイロン(現在のスリランカ)における石油精製部門の国有化については言及しない。そのほか、上流部門の国有化であっても、1970年のアルジェリアにおける英・米系石油会社(ただし Getty を除く)の国有化や、1971年のリビアの BP・Hunt の国有化のような特定国籍の特定企業のみを国有化した例もある。それらはある意味では中心的企業(アルジェリアでは旧宗主国のフランス系企業、リビアでは Exxon, Mobil, Occidental, Oasis グループなど)との交渉を有利にするための手段であったと考えられるので、プロトタイプの国有化とはみなさないことにする。

なおセイロンの国有化については、Neil H. Jacoby, *Multinational Oil: A Study in Industrial Dynamics* (New York, Macmillan Publishing, 1974), pp. 97-98, アルジェリア、リビアについては拙稿「国際石油産業の構造変化について」『経済論究(九州大学)』第57号、1983年、90-95 頁を参照されたい。

- 3) 国際石油資本をここでは、中東油田の共同所有体制に参加している多国籍企業として Exxon, Mobil, Gulf Oil, Texaco, Socal (Standard Oil Company of California), BP (British Petroleum Company), Shell (Royal Dutch Petroleum Company and Shell Transport and Trading), CFP (Compagnie Française des Petroles) の8社に限定する。
- 4) Ahmad Zaki Yamani, "Participation Versus Nationalization: A Better Means

- to Survive”, *Middle East Economic Survey* (以下 *MEES* と略記), Vol. XII, No. 33, 1969, p. 3.
- 5) *Ibid.*, p. 3.
- 6) Walter S. Measday 「石油産業」ウォルター・アダムス編『アメリカの産業構造 (第6版)』所収, 金田重喜監訳, 青木書店, 1984年, 24-25頁。
- 7) 国際石油資本による管理システムには, 中東油田共同所有のほか, 1928年のアクナカリー協定によるベイシング・ポイント・システム (ガルフ・プラス価格) の採用や, 垂直統合による参入障壁の強化, および消費地における主要輸送手段であるパイプライン独占による中小精製業者の統制などが含まれていたが, 最も中心的なものが中東油田共同所有であった。
- 8) P. H. フランケル『石油精製の経済』, 中原伸之訳, 石油評論社, 1968年, 67頁。
- 9) 同上, 67頁。

II. メキシコの石油産業国有化

(1) 国有化紛争

メキシコの石油産業国有化の背景には, オーコンナーの指摘するように, 「20年間にわたってアメリカ, イギリスの資本が互いに自己の利益のために天然資源を乱掘し, メキシコ憲法や課税に公然と反抗し, 内政干渉をつづけ, 役人を買収し, 石油産出地方における武装蜂起や自衛軍の維持に資金援助を行ってきた」¹⁾ というメキシコの国家主権に関わる政治問題が根底にあった。

そのような政治情勢のなかで, 国有化の直接の契機となったのは, 外国石油会社とメキシコ石油労連との労資紛争である。石油会社側が連邦仲裁裁定局の労働裁定²⁾を拒否したことに対抗して, ラツァロ・カルデナス大統領は1938年3月18日, 「石油産業国有化に関する布告」を発し, 17の石油企業の強制収用を執行した³⁾。

それに対して外国石油資本は, メキシコ政府を屈服させるため, 技術者・基幹要員の即時引き揚げ, タンカーその他輸送手段の撤収による実質的海上封鎖, 開発・生産資材の供給停止, 四エチル鉛 (カソリン製造用添加液) の供給停止, 全世界の主要取引先に対する盗品故買の禁止通告, メキシコの外貨借款供与の阻止, アメリカ政府へのメキシコ派兵の要請などあらゆる報復手段を展

開したのである⁴⁾。

一方メキシコ政府は、接收した油田、製油所、パイプラインなどの管理・運営と国有化を免れた The Mexican Gulf Oil Company⁵⁾ の生産原油購入のため国営石油企業 PEMEX (Petróleos Mexicanos) を設立したが、技術者・管理者不足に加え、当初から経営が腐敗したりしたこともあって、その運営は思うように軌道にのらなかった。

このメキシコの危機を救ったのは、第二次世界大戦の勃発 (1939年9月) であった。ボイコット圧力は急速に弱まり、1940年5月1日、シンクレア・グループ (The Sinclair Group) とメキシコ政府の間で補償協定が締結された。オーコンナーによるとシンクレアは当初補償金額として3,200万ドルを要求していたが、補償協定により実際に支払われたのは800万ドルにすぎなかった⁶⁾。この協定は PEMEX には輸出市場の確保、シンクレアにとっては原油を割引価格で購入できる点で利点があったと思われる。

石油会社の統一戦線は、この協定の成立により崩壊し、1942年4月17日にはシティーズ・サービス・グループ (The Cities Service Group) が妥結し、その後大手のスタンダード・オイル・グループ (The Standard Oil Group)、第二次大戦後ロイヤル・ダッチ・シェル・グループ (Royal Dutch Shell Group) も協定に調印している。

(2) 国有化を成功に導いた要因

さまざまな困難を伴いながらも、メキシコの国有化が国際的に承認されえたのは、アメリカのルーズベルト政権の善隣友好政策⁷⁾ (Good Neighbor Policy) に沿った石油政策やある程度の操業を自力で行えた PEMEX の技術力も確かに重要な要因の一つではあった。

しかし、メキシコの国有化成功を規定した基本的要因は、第二次世界大戦の勃発という偶然性、そしてイラン、イラクの石油産業にはみられないメキシコ石油産業における産業組織の特殊性であろう。

国有化の1年半後に、第二次世界大戦が起これ、連合国、枢軸国どちら側にとっても石油供給源の確保が至上命令となったことがメキシコの国有化にきわ

めて有利に作用した。とくにドイツ潜水艦による大西洋輸送ルートの分断が、アメリカの北隣りに位置し、しかも陸続きのメキシコ石油の戦略的重要性を一段と高めたことは間違いない⁸⁾。

次に補償問題について独立系企業であるシンクレアが口火を切って石油会社の統一戦線を崩壊に導いたように、利害の対立する18社の石油企業がメキシコに進出していたことが、国有化紛争の解決の際にメキシコ側に有利に作用したと考えられる。メキシコ以外に代替供給源をもつ国際石油資本間のボイコットならば、長期間しかももっと強力なボイコットを実施できたはずである。

(3) PEMEX の役割と問題点

シュバリエはメキシコを「外国石油会社支配脱脚にはなばなく成功した最初の国」⁹⁾と呼んだ。しかし、国有化後のメキシコ石油産業は必ずしも順調に発展したわけではない。

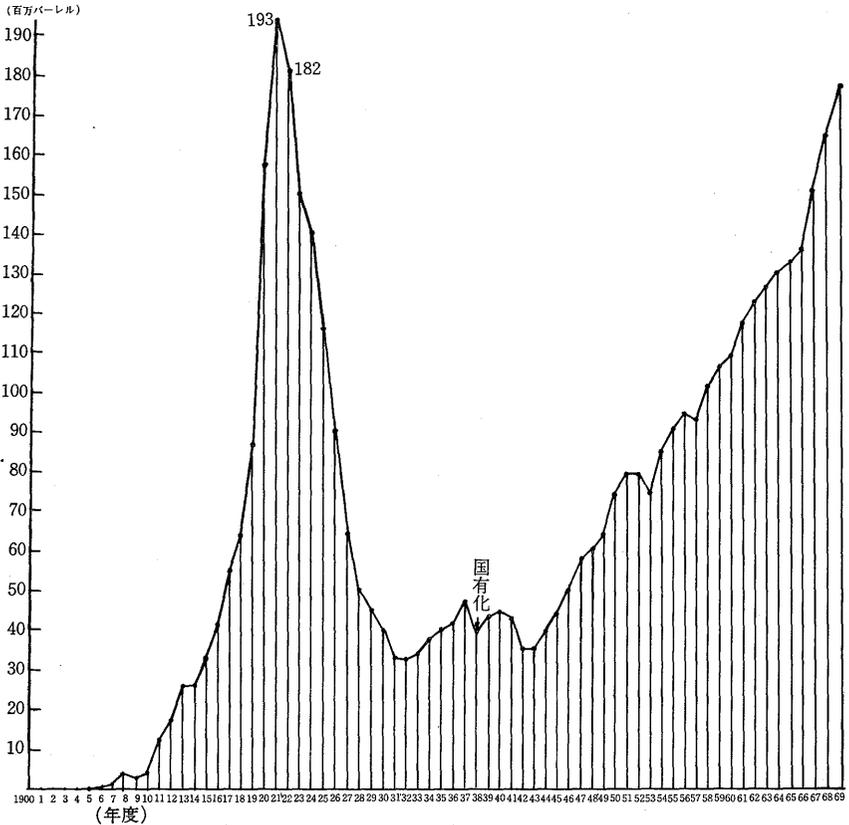
第二次大戦直後、資本と技術力不足のため PEMEX は、アメリカの石油会社の技術を国有化法の枠内で利用できる方式を開発した。それが請負作業契約 (Service Contract)¹⁰⁾ である。

この方式は掘削作業のみに関する契約で掘削契約 (Drilling Contract) とも呼ばれている。請負人 (Contractor) は探査と油井の掘削作業を行うが、油井完成後は PEMEX に引き渡され、生産は PEMEX が行う¹¹⁾。契約条件は生産された石油の15—18%を今後25年にわたって支払う、掘削費が回収されるまでは生産額の50%を与える、もし掘られた油井が石油を産出しない場合には何も支払われないという内容であった¹²⁾。

この契約は請負作業契約という名称をもっているものの、支払いが25年にわたっていること、請負人のみが一方的にリスクを負担していることなどからみて、製油所やパイプラインの建設請負契約とは著しく性格を異にしているといわざるをえない。ただこの方式を取り入れることによって、国家が PEMEX を通じて石油を開発するという論理だけはかろうじて貫かれたのである。

掘削契約が廃止され、国有化が完了するのは1958年11月19日の新石油法制定以降になる¹³⁾。

図 I. メキシコの原油生産量 (1900—69)



〔出所〕丸山吉男「国有化以後におけるメキシコ国営石油企業の発展」『アジア経済』第11巻第3号，1970年，61頁。

ところで、PEMEX 自身が外国資金を導入できるようになったのは、設立後25年を経た1961年であったこと¹⁴⁾、本格的石油輸出再開までには40年近くかかったという事実も指摘しておかねばならない。

メキシコの原油及び精製品輸出は、1974年まで小規模かつ断続的に行われたにすぎなかった(表 I, 表 II 参照)。その背景には国内市場の急速な拡大のために、輸出余力がなかったという要因もあったが、潜在的石油資源をもちながら(表 III 参照)、開発が遅れたのは、やはり PEMEX の資金・技術力不足による影響があったためだと思われる。

表Ⅰ. メキシコの原油生産量，輸入量，輸出品，及び精製能力

単位：万 t

年	原油生産量	輸 入 量	輸 出 量	精 製 能 力
1969	2,106	—	—	2,761
1970	2,150	—	—	2,960
1971	2,141	6	—	2,960
1972	2,216	133	—	3,194
1973	2,325	318	—	3,884
1974	2,955	135	—	3,884
1975	3,688	—	484	3,925
1976	4,133	—	486	4,840
1977	4,927	—	1,016	4,865
1978	6,333	—	1,876	4,865
1979	7,548	—	2,648	—
1980	9,994	—	4,249	—

〔出所〕資源エネルギー庁長官官房総務課編『総合エネルギー統計』50年版，52年版，54年版，57年版，通商産業研究社より作成。

表Ⅱ. メキシコにおける石油精製品の生産量，輸入量，輸出品

単位：100万バレル

年	生 産 量	輸 入 量	輸 出 量
1970	167.7	17.3	22.4
1971	168.7	24.9	17.3
1972	184.5	25.5	9.4
1973	196.6	33.2	8.7
1974	223.4	23.6	6.7
1975	237.5	25.0	2.6
1976	258.4	15.7	1.2
1977	288.2	8.9	1.6
1978	307.9	14.5	0.7
1979	335.4	13.5	3.7
1980	408.1	0.2	50.7

〔出所〕ミゲル・S・ピオンチェク，マルセラ・セラート『メキシコの石油開発と対日経済関係』，丸谷吉男訳，アジア経済研究所，1983年，19頁。

表Ⅲ. メキシコにおける炭化水素の確認埋蔵量

年	原 油		天 然 ガ ス	
	確認埋蔵量 (10億バレル)	$\frac{R}{P}$ ¹⁾	確認埋蔵量 (1兆立方フィート)	$\frac{R}{P}$ ¹⁾
1950	1.1	14	2.4	54
1960	2.8	25	10.1	30
1970	3.3	16	11.4	17
1975	4.0	12	11.9	15
1976	7.3	19	19.4	25
1977	10.4	22	27.9	37
1978	28.4	52	58.9	63
1979	33.6	57	61.2	57
1980	44.0	58	64.5	—
1981	67.8	60	—	—

1) $\frac{R}{P}$ (可採年数) = $\frac{\text{確認埋蔵量}}{\text{年生産量}}$

〔出所〕ミゲル・S・ビオンチェク, マルセラ・セラート, 前掲書, 17頁。

原油及び精製品輸出の低迷は、メキシコの国際収支を圧迫したのみならず、PEMEX 自身の開発資金捻出にも悪影響を与え、さらにそのことが PEMEX の国際的信用まで低下させ、外国資金の導入をも困難にし、その結果、さらに、石油開発が遅れるという構造をもっていたのであった。

さらにオデールは、原油輸出停滞の理由の一つとしてメキシコの石油政策をあげている。オデールによると、メキシコ政府は一時期 PEMEX の原油輸出を禁止していた。その理由は、原油は付加価値の高い精製品に変えることができ、その過程でメキシコ経済に雇用と所得をもたらすと考えられたからである。ところが戦後、消費地精製が確立し、製品市場はきわめて限定的な市場になっていた。そのため輸出余力があるときでさえ、PEMEX は原油輸出ができないという事態に陥ったのである¹⁵⁾。

本格的原油輸出が再開されるためには、1973年の石油危機による原油価格の高騰という外的インパクトを必要とした。

70年代前半には、新しい油田地帯の発見に成功したにもかかわらず、開発資金・技術力不足のためむしろ輸入の方がコスト的に格安とさえ判断されていたのである。事実、1973年には生産量2,325万トンに対して不足する318万トンの

原油が輸入されている（表 I）。しかし同年、OPEC が原油価格を 4 倍に引き上げたおかげで、国内の石油資源を開発する方がコスト的にも安くなることから、生産量、輸出量および確認埋蔵量の飛躍的増大をみることになった¹⁶⁾。

(4) 国有化の功罪

ではもし国有化が行われず、国際石油資本がメキシコにとどまっていたならば、メキシコ経済にどのような利点をもたらしたであろうか。

オデールは、精製段階では全体の効率の上昇、洗練されたサービス・ステーションの配置、石油製品に関する需要者への技術上の専門的助言、より高級なガソリンの供給などの点でメリットがあったはずであり、産油段階では、原油開発の急速な進展、それに伴う輸出の拡大により年間数千万ドルの外貨をかせぎ出し、国際収支にも大きな貢献をしていたはずだと主張する¹⁷⁾。

公平を期すために、国有化がメキシコ経済に与えたメリットをあげておくと、丸山氏が指摘するように、まず安価なエネルギーを奥地を含めた全国土に、広告やガソリンスタンドの乱立などのムダを避け、効率よく供給したこと、次に石油化学などの関連産業の発展に貢献したことなどがあげられよう¹⁸⁾。

以上みてきたように、石油危機後 PEMEX は急速な発展をとげることができたが、その経営能力・技術力にはいまもって不安があるといわれている¹⁹⁾。1976年6月3日、イストック1号試掘井のプラットフォームの原油流出事故が発生した。メキシコ最高裁は原因は不可抗力の災難と結論を下した。ところがメキシコ国民は、PEMEX 側の技術的欠陥による人災ではないかとの疑念もっているという。試掘油井の復旧作業はノルウェーの国営石油企業 Statoil などの外国石油企業に依頼されたと伝えられている²⁰⁾。

注

- 1) Harvey O'connor, *The Empire of Oil* (London, John Calder, 1956), p. 314. 佐藤定幸訳『石油帝国』岩波書店、1957年、353頁。
- 2) この裁定は石油労働者に対する賃金手当増額のほか、ある種の管理権を労働組合に与えたものであった（楊井克巳『アメリカ帝国主義史論』東京大学出版会、1959年、166頁）。
- 3) 国有化の対象となった17社の会社名は、松村清二郎編『ラテン・アメリカの石油と

経済——メキシコとベネズエラ——』アジア経済研究所、1970年、133頁を参照。

- 4) 丸山吉男「国有化以後におけるメキシコ国営石油企業の発展」『アジア経済』第11巻第3号、1970年、45頁。
- 5) The Mexican Gulf Oil Company はかねてからメキシコ労働法を忠実に遵守し、労資関係も円滑であったため、国有化の対象からはずされた。なお憲法に規定された国家による石油の独占的開発に例外をもたせるのは好ましくないとして1951年に買収された。
- 6) O'connor, *The Empire of Oil*, p. 316. 邦訳、355頁。
- 7) ルーズベルトの善隣友好政策の試金石となったのは1937年のボリビアでの Standard Oil の国有化であった。「ボリビア政府が思い切った接收措置に踏み切ったのも、アメリカ政府が介入しないことを確信したうへの計算された行動」(松村編、『ラテン・アメリカの石油と経済——メキシコとベネズエラ——』、75頁)といわれている。
メキシコの国有化の際も、アメリカは行動を起こさなかったばかりかむしろ国務省は米系企業にメキシコ政府と和解するよう働きかけていた。
それに対してイギリス系 (shell) はあくまでも国有化の原則を承認せず、イギリス政府も業者を支援して外交関係まで断絶したが、アメリカが妥協した以上、イギリスの圧力は威力をもたなかった(脇村義太郎『石油』岩波新書、1952年、161頁)。
- 8) 「このときタンカーをもち、英米陣営外にあったドイツや日本はメキシコに接近して、英米側に脅威を与えた」(脇村、前掲書、160-161頁)。
また1943年1月30日にはメキシコ石油の米国への無制限輸入をとり決めた協定が締結されている(村上勝敏『世界石油史年表』日本石油コンサルタント、1975年、96頁)。
- 9) ジャン＝マリー・シュバリエ『石油危機時代』、青山保・友田錫訳、サイマル出版会、1975年、36頁。
- 10) 丸山氏は Service Contract を「役務契約方式」と訳している。
- 11) 丸山、前掲論文、56頁。
- 12) O'connor, *The Empire of Oil*, p. 318. 邦訳、358頁。
- 13) O'connor, *World Crisis in Oil*, pp. 124-125.
- 14) Peter R. Odell, "The Oil Industry in Latin America", in Edith T. Penrose, *The Large International Firm in Developing Countries: The International Petroleum Industry* (London, George Allen and Unwin, 1968), p. 289. 木内曉訳『国際石油産業論』東洋経済新報社、1972年、418頁。
- 15) Peter R. Odell, *Oil and World Power* (London, Penguin Books, 1981), p. 104.
- 16) 大泉光一・今井圭子・小池洋一『ラテン・アメリカ 中進国の資源と工業化』泰流社、1984年、11頁。
- 17) Odell, "The Oil Industry in Latin America", p. 291. 邦訳、421-422頁。
- 18) 丸山、前掲論文、60-63頁。

- 19) ミラーは PEMEX の経営における不適切な財務内容、計画の欠如、探鉱活動の低迷、製品価格のアンバランス、政界の介入による能率の低下などを指摘している (Manuel R. Millor, *Mexico's Oil: Catalyst for a New Relationship with the U. S.?* (Colorado, Westview Press, 1982), p. 30)。

メガチェリによると、このような経営上の問題は比較的うまくいっているといわれているアルジェリアの SONATRACH や、イランの NIOC にもみられるという。詳しくは、Abderrahmane Megateli, *Invest Policies of National Oil Companies: A Comparative Study of Sonatrach, Nioc, and Pemex* (New York, Praeger, 1980) を参照されたい。

- 20) 大泉光一『ラテン・アメリカの資源と経済』新評論, 1980年, 112頁。

なお本稿執筆中 (1984年11月19日)、PEMEX のサンフェニコ家庭用都市ガス供給センターのガスタンク群の爆発事故が発生し、500人以上死亡、5,000人以上の重軽傷者を出す大災害となった。事故の原因については調査中である。PEMEX は外部要因によるものと表明した (朝日新聞1984年11月20日夕刊)。

他方メキシコ連邦検察局は、12月23日、PEMEX の管理体制に問題があったとの第一回調査報告を公表している (日本経済新聞1984年12月24日夕刊)。

Ⅲ. イランの石油産業国有化

(1) 一回目の紛争

イランの石油産業は、1951年の国有化までイギリス資本である AIOC¹⁾ (Anglo Iranian Oil Co.) の一社独占であった²⁾。AIOC とイラン政府との間で、国有化以前に二回の紛争が起こっている。

一回目は、第一次大戦後の1920年に起こった。その原因は、英国海軍へ供給される石油価格割引きに対する反発と協定上の利権料支払いに対する不満にあった。イギリス政府は1901年の利権協定³⁾ をたてに、大戦中に破壊されたパイプラインの損害はイラン政府が負担すべきだとして、1916年から20年まで利権料の支払いを停止していた。この紛争はイギリス政府が100万ポンドを支払い、今後利権料の計算を正確に行うことを保証することで一応解決した⁴⁾。

(2) 二回目の紛争

しかし、その後も利権料は契約通りに支払われなかった。1931年には、原油

価格下落のため、30万ポンドの利権料しか支払えないと AIOC が発表するに
いたって、イラン側の不満⁸⁾は頂点に達した⁹⁾。

イラン政府は協定の改定を AIOC に迫ったが、受け入れられず、イラン議
会は1932年、1901年に付与したダーシイ利権の無効を宣言する行動に出た。そ
れに対して、イギリス政府はヘーグ国際司法裁判所へ訴える一方、イギリス人
従業員の生命・財産保護のため軍事力を行使しようとした。イラン側は紛争解
決のため国際連盟へ提訴、結局連盟の斡旋により、新しい利権協定が結ばれ
た⁷⁾。

新協定には次のような特徴があった⁸⁾。

1. 利権協定の30年延長（1993年まで）。
2. イラン側取り分の増加。
3. イラン人職員充実のための訓練費用10万ポンドを AIOC が支出する。
4. 契約が国際法上の性格をおびたこと⁹⁾。
5. AIOC の海外投資活動の自由化¹⁰⁾。

新協定の国際法上の性格は、のちに国内法である国有化法にもとづき行われ
た国有化が国際法との関連で問題とされることになるのである。

(3) モサデグによる国有化（三回目の紛争）

第二次大戦後、激しいインフレーションと農作物の不足によってイラン政府
は財政困難に陥っていた。1947年イランは世界銀行に7ヶ年計画の融資を申請
したが、世界銀行はイラン経済の悪化を理由に融資を認めなかった。その結
果、イラン政府は必然的に AIOC の利権収入引き上げに向かわざるをえなく
なった¹¹⁾。

そのうえ1933年の協定が時代遅れになっていたことも協定改定への圧力とな
った。ミクダシの資料（表Ⅳ）によると、イランの輸出ロングトン当たりの石
油収入は1939年以来イラク、サウジアラビアよりも低くなっていた。またオー
コンナーによれば、1951年時点で原油1バーレル当たりの政府収入で比較する
と、イランの18セントに対して、バーレン35セント、サウジアラビア56セン
ト、イラクは60セントを越えていたという¹²⁾。

表IV. 輸出ロングトン当たりの産油国の石油収入

単位：シリング／輸出ロングトン

年	イ ラ ン	イ ラ ク	サウジアラビア	クウェート
1913—19	9.4			
1920—30	4.8			
1934—38	7.2	8.1		
1939—45	9.8	13.7	14.3 ¹⁾	
1946—50	9.0	16.3	11.5 ¹⁾	5.3 ¹⁾
1954—64	43.4	44.8	41.8	38.0

1) 1949年までは1ドルを1/4ポンドで換算，それ以後は1ドル1/2.8ポンドを使用
 [出所] Zuhayr Mikdashi, *A Finantial Analysis of Middle Eastern Oil Concessions: 1901—65* (New York, Praeger, 1966), pp. 109—110.

表V. 石油収入の配分の推移

単位：原油生産量は百万ロングトン，その他は1,000ポンド

年	原油生産量	AIOCの純益 ¹⁾	イギリスへの ¹⁾ 支払い	イランへの支払い
1931	5.7	2,319	671	1,339
1932	6.4	2,380	195	1,525
1933	7.1	2,654	305	1,812
1934	7.5	3,183	512	2,190
1935	7.5	3,519	409	2,221
1936	8.2	6,123	911	2,580
1937	10.2	7,455	1,652	3,545
1938	10.2	6,109	1,157	3,307
1939	9.6	2,986	1,956	4,271
1940	8.6	2,842	2,975	4,000
1941	6.6	3,292	2,921	4,000
1942	9.4	7,790	4,918	4,000
1943	9.7	5,639	7,663	4,000
1944	13.3	5,677	10,636	4,464
1945	16.8	5,792	10,381	5,624
1946	19.2	9,625	10,279	7,132
1947	20.2	18,565	15,266	7,104
1948	24.9	24,065	28,310	9,172
1949	26.8	18,390	22,480	13,489
1950	31.8	33,103	50,707	16,032

1) 利権料・税金控除
 [出所] Mikdashi, *op. cit.*, pp. 109—110.

それ以上にイラン人を憤慨させたのは、1942年以降イギリス政府への支払いがイランへの支払いより多くなり、1950年にはイギリス政府へ5,070万ポンド支払ったのに対して、イランへは1,603万ポンドしか支払わなかったことにある(表V参照)。

1947年に制定されたイラン石油法は、AIOCの利権鉅区外の石油資源の国有化を宣言するとともに、イラン側に著しく不利な1933年のAIOCとの利権協定を改定するよう要求していた。

イラン側の動きに対処するため、AIOC側は1949年に補足協定(Supplement Agreement)を作成し、イラン議会の批准を求めた。補足協定の詳細な内容はわからないが、サンプソンによると、「当時としては中東諸国のどこよりもイランに対してよい条件を示した内容」¹³⁾であった。だが、当時ベネズエラで産油段階である利益を産油会社と産油国で折半する利益折半方式が生まれており、この方式を念頭においていたイラン国民を納得させることができなかった。しかも1951年1月、隣のサウジアラビアのARAMCO(Arabian American Oil Co.)も利益折半方式を取り入れたという情報が伝わってきた¹⁴⁾。

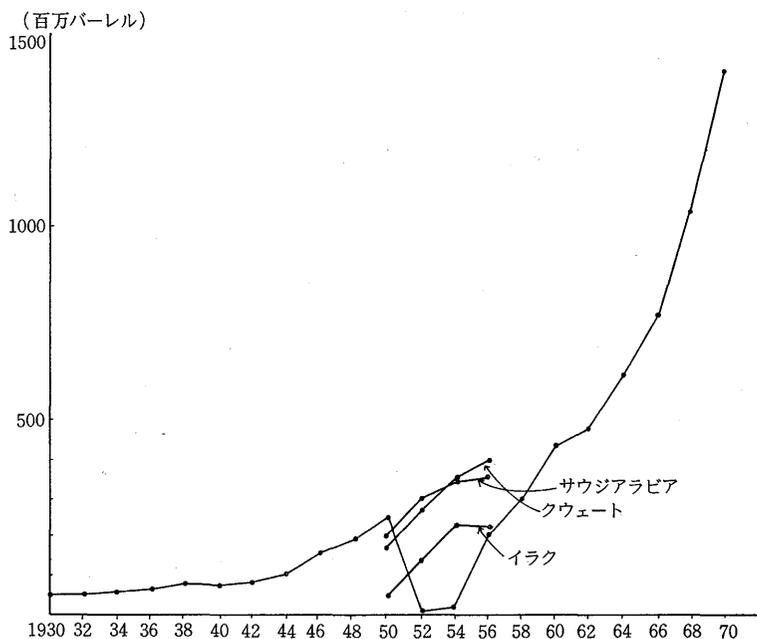
AIOCは急遽利益折半方式の導入を申し出たが、イラン国民の国有化熱を抑えることができず、1951年5月1日国有化法の発効となった¹⁵⁾。

国有化を断行したモサデグ首相は、国有化後のイラン経済について楽観的であったと伝えられているが、AIOCのイギリス人技術者の撤退、国際石油資本による国有化原油のボイコットにより、生産量・販売量が国有化以前と比較して相当低下することを充分予想していたようである。

1951年のイラン議会の演説では、「たとえ石油の生産が1950年のように3,000万トンも生産されず1,000万トン以下であるとしても、国有化直後、イランが何の経済的損失をもこおむらないことは確実である。なぜならば、わが国石油全体のコストが現在の、トンあたり1ポンドに対して2ポンドになったとしても、5ポンドの売値で3,000万トン分の利潤を年間にあげることができ、さらに将来にそなえて2,000万トンの石油さえも貯蔵することができる。」¹⁶⁾と述べたという。

だが、生産量が $\frac{1}{3}$ 、コストが2倍になるというモサデグの予想以上に現実

図Ⅱ. イランの原油生産量（1930—70）



〔出所〕山田・甘日出・竹内，前掲書，付表より作成。

厳しかった。イランの原油生産量は、1950年の3,400万トンから1952年には130万トンへと激減した。しかも、1951年から1953年までの間にアバダン港で原油を積み出したタンカーはわずか20隻、船積みされた原油は8万トン（国有化前の1日分）足らずにすぎなかったのである¹⁷⁾。

原油生産量の激減は、1951年に設立された国営イラン石油会社 NIOC (National Iranian Oil Co.) の技術力不足を示すものではない。輸出の低迷のため、貯蔵タンクが満杯になり、生産を停止せざるをえない状態に陥ったのであった。それこそ国際石油資本によるイラン石油ボイコットの結果なのである。

そのうえイギリス政府は、国有化原油のボイコットにとどまらず、イギリス国内にあるイラン預金の凍結やイランとの貿易を一切停止する動きに出た¹⁸⁾。

国際石油資本によるイラン石油ボイコット、イギリス政府のあらゆる政治的・経済的圧迫に加えてアメリカ政府及びアメリカ政府に行政指導されたアメリカ

カ系独立石油業者の非協力的態度により財政困難に陥ったイラン政府が、ソビエトの影響下に入る恐れがあると判断したアメリカ政府は、CIA を介入させ、モサデグ政権は崩壊した¹⁹⁾。

(4) 国有化失敗の原因

イランに対するボイコットがなぜかくも強力に作用したのか。脇村氏は次の二点を指摘する²⁰⁾。まずイランの特殊性——ソビエト、メキシコの場合とは異なった条件——はイギリス資本（しかも AIOC 1 社のみ）²¹⁾ しか投資していないこと、補足するとそれに加えてその当時イギリスに対抗しようとする勢力が存在しなかったことである²²⁾。

たとえば1917年のソビエトのサミエル（イギリス）、ノーベル（スウェーデン）、ロスチャイルド（フランス）の無償国有化の場合、ソビエト石油のボイコットは、日本（北樺太の石油開発）、アメリカ（スタンダード・オイルの技術・資金援助）などの裏切りにより失敗した。

メキシコの場合には、アメリカおよびイギリス＝オランダ系資本が投下されており、そのなかには独立系石油会社も含まれていた。メキシコ石油のボイコットは、第二次大戦によるメキシコ原油の重要性の高まりとともに日・独のメキシコ石油への接近、独立系の脱落により失敗に終わったのである。

脇村氏の指摘するもう一点は、イギリスにとってのイラン石油の重要性である。メキシコ石油と違って、イラン石油はイギリスにとって経済的・軍事的に決定的重要性をもっていた。イギリスの欲するのは「補償ではなく石油そのもの」²³⁾ であったからこそ、イギリスはあらゆる手段を用いてイランを苦しめたのである。

脇村氏の指摘する第一点、「反対側の戦線不統一」に関連して筆者が補足的にあと二点つけ加えるならば、イランの場合のちにみるイラクの場合と異なり、東側の協力と石油産出国の支援が得られなかったことがあげられよう。

イランは18世紀後半から、その地理的位置の戦略的重要性と石油資源の存在ゆえに、イギリス、ロシア（ソビエト）に繰り返し侵略され、領土分割という民族的屈辱を受けてきた。イランの排外主義はイギリスとともにソビエトにも向けられており（モサデグは反共主義者であった）、それが一つの原因となり

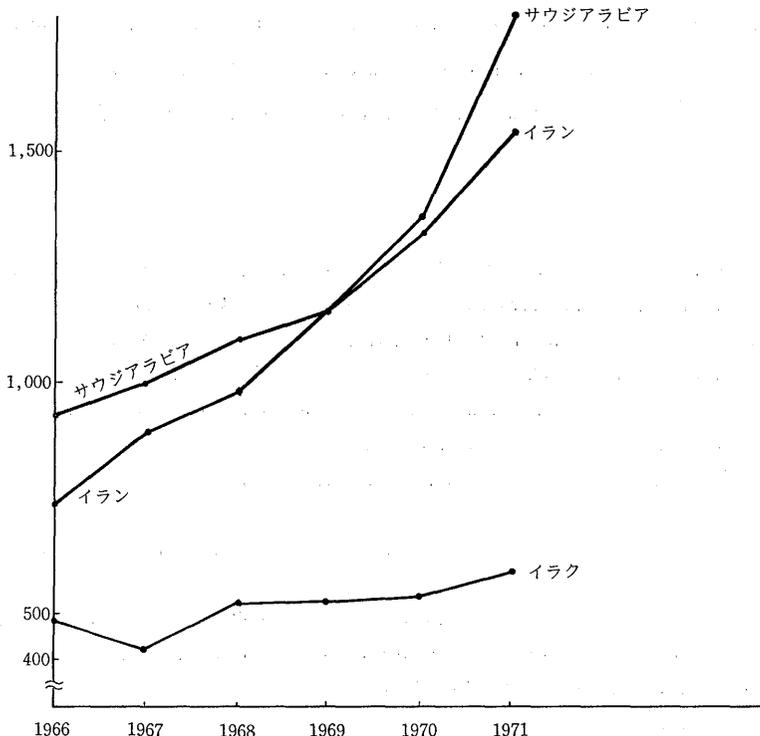
東側の援助を受けることができなかつたと考えられる。

しかもイランの場合には、イラクの場合にみられた産油国の支援表明・行動もなく、逆にイラク、クウェート、サウジアラビアは国際石油資本による増産を認め（図Ⅱ参照）、ボイコットを間接的に支える結果となった²³⁾。

(5) 国有化後のイラン石油産業

国有化の処理は、イラン国有化法の枠内で巧妙に解決された。1954年、イラン政府、NIOC、コンソーシアム²⁴⁾の間で結ばれた協定は、資産の国有化を認めつつも、操業・販売はコンソーシアムが行い、利益配分は他の利益折半方式のものと等しくなるよう定められていた。この結果メキシコとは対照的に、イ

図Ⅲ. サウジアラビア、イラン、イラクの原油輸出量(1966—71)
(百万バレル)



〔出所〕石油鉱業連盟編『石油開発関係資料1973』石油通信社、1973年、141頁より作成。

ランは失敗したがゆえに、石油産業の急速な発展をどげることになるのである(図Ⅱ及び図Ⅲ参照)。

失敗には終わったものの、この国有化が各方面に与えた影響は大きかった²⁵⁾。国際石油資本の強大さに気づいた産油国側は、国有化という手段に訴えることなく石油産業へ参入する政策を模索しはじめた。それ以上に重要な意義があったのは、国際石油資本による中東石油独占体制の根幹をゆさぶることになる新協定が出現したことである。

1957年のイラン新石油法は、コンソーシアム協定地域外および大陸棚における独占的開発権を NIOC に付与した。これを受け、1957年に NIOC と AGIP (ENI の子会社) との間で、1958年にパンアメリカンおよびカナダのサファイヤ・ペトロリウムとの間で合弁事業協定が締結された²⁶⁾。1966年にはさらに進んだ形態である請負契約が NIOC と ERAP (フランスの国策会社) との間で結ばれている²⁷⁾。イランにおける新協定の出現は、国際石油資本の独占的利権地帯の縮小とともに他の産油国にも引き継がれ、中東への新規参入を促し、旧タイプの利権協定と国際石油資本の独占体制崩壊の第一歩を意味したのである。

注

- 1) 1935年に APOC (Anglo Persian Oil Co.) の名称を変更して AIOC となった。1951年の国有化後、再び名称を変更し、BP となり現在にいたっている。本稿では煩雑さを避けるため国有化以前を AIOC、国有化後を BP として用いる。
- 2) 北部イランの利権をめぐるロシア、フランス、アメリカがイギリスと激しい争いをくりひろげたが、どの国も利権を獲得するまでにはいたらなかった(ルイズ・フィッシャー『石油帝国主義』、荒畑寒村訳、新泉社、1974年、207-230頁)。
- 3) 利権協定第14条は、イラン政府が石油設備の保護に責任を負うべきことを規定していた。
- 4) B・ニールマンド『怒りのイラン——石油と帝国主義——』、岡田良夫訳、敬文堂、1972年、18-19頁。
- 5) 別の不満として、AIOC が1930年にはアバダンで4,000人以上のインド人労働者を雇用し、イラン人を経営上、技術上のポストはいうに及ばず下級の職にまで少数しかつけない経営政策があった(同上、19-20頁)。
- 6) 脇村、前掲書、144-145頁。
- 7) 同上、145-146頁。

- 8) ニールマンド, 前掲書, 21-22頁。
- 9) 1901年の利権は個人と国王との契約であったが, 新協定はイギリス政府が56%の株式を所有する AIOC との契約であり, しかもイラン議会在が批准したため, 法的には, 国際法上の性格をもつことになった。
- 10) 1901年の利権では, 満期の際には会社の全財産をイランに帰属させる規定があったため, AIOC はイラン外部に子会社を設立することを阻止されていた。
- 11) 山田恒彦・廿日出芳郎・竹内一樹『メジャーズと米国の戦後政策——多国籍石油企業の研究(1)』木鐸社, 1977年, 74頁。
- 12) O'connor, *The Empire of Oil*, p. 326. 邦訳, 367頁。
- 13) Anthony Sampson, *The Seven Sisters: The Great Oil Companies and the World They Made* (London, Hodder and Stoughton, 1975), p. 117. 大原進・青木栄一訳『セブン・シスターズ』日本経済新聞社, 1976年, 135頁。
- 14) AIOC の補足協定は, 「ARAMCO がその後条件をさらに引き下げたことを考慮に入れても, ほぼ ARAMCO の利益折半協定なみの寛大な内容であったが, 利益折半というスローガンに飛びついたイラン国民は耳を貸そうとしなかったのである。」(Ibid., p. 117, 邦訳, 135頁)。
- 15) 利益配分という経済問題以外に, 上級管理者, 技術者のポストをイラン人に開放するかどうかという労働問題や AIOC の病院, プール, 映画館, レストラン, 道路, バスなどがイギリス人のみ利用できたという民族差別の問題(ニールマンド, 前掲書, 35頁)があったことも指摘しておかねばならない。

労働問題については岸薫夫「中東諸国の労働問題」野口雄一郎編『中近東における石油問題』所収, アジア経済研究所, 1964年, 189頁を参照のこと。
- 16) ニールマンド, 前掲書, 38頁。
- 17) シュバリエ, 前掲書, 37-38頁。
- 18) ニールマンド, 前掲書, 44頁。
- 19) CIA によるパーレビ国王復帰計画(AJAX 計画)については, Kermit Roosevelt, *Countercoup* (Mcgraw-Hill, 1979), 小西昭之訳『CIA の逆襲』毎日新聞社, 1980年を参照のこと。
- 20) 脇村, 前掲書, 159-160頁。
- 21) 国際石油資本である BP (AIOC) は, 代替供給源であるクウェート, イラクで大増産を行い, イラン石油の埋め合わせが可能であった(図II参照)。BP はクウェートの KOC (Kuwait Oil Co.) の50%, イラクの IPC (Iraq Petroleum Co.) の23.75%の株式を所有していた。
- 22) イラン石油を実際に購入したのはイタリアの SUPOR と日本の出光であった(レナード・モズレー『オイル・パワー』, 高田正純訳, 早川書房, 1979年, 262頁)。出光のイラン石油購入のいきさつについては, 読売新聞戦後史班編『日章丸事件——イラン石油を求めて』冬樹社, 1981年を参照されたい。

- 23) 湾岸諸国(イラク, クウェート, サウジアラビアなど)とイランとの宗教上の対立(スンニ派対シーア派), 民族的対立(アラブ民族対イラン民族)がイランの国有化の際にどの程度影響を及ぼしたかという問題については, 資料がなく判断を下すことはできないが, 何らかの影響があったことは否定しきれない。
- 24) コンソーシアム設立の経緯については, 米上院多国籍企業小委員会『国際石油資本とアメリカの外交政策』, 松井豊・山中隆俊・古関信訳, 石油評論社, 1976年, 100-113頁を参照。
- 25) その他には国際石油資本の勢力分布の変化が指摘されている。アメリカ系石油会社がコンソーシアムに参加したため, 中東石油の58.4%がアメリカ系企業の支配下に置かれ, BP は35.4%に低下し, 政治的にも中東に及ぼすアメリカの影響力が増大した。イランコンソーシアムの設立は, 中東におけるメジャーの利権共同所有による生産調整システムの完成を意味する。だが, 本文で指摘したように, 完成は同時に崩壊への第一歩ともなった。
- 26) 野口雄一郎「中東石油の将来」野口編, 前掲書所収, 261-262頁。
- 27) 落合淳隆『OPEC 諸国の事業参加と法問題』(経済協力調査資料第75号) アジア経済研究所, 1977年, 35頁。

IV. イラクの石油産業国有化

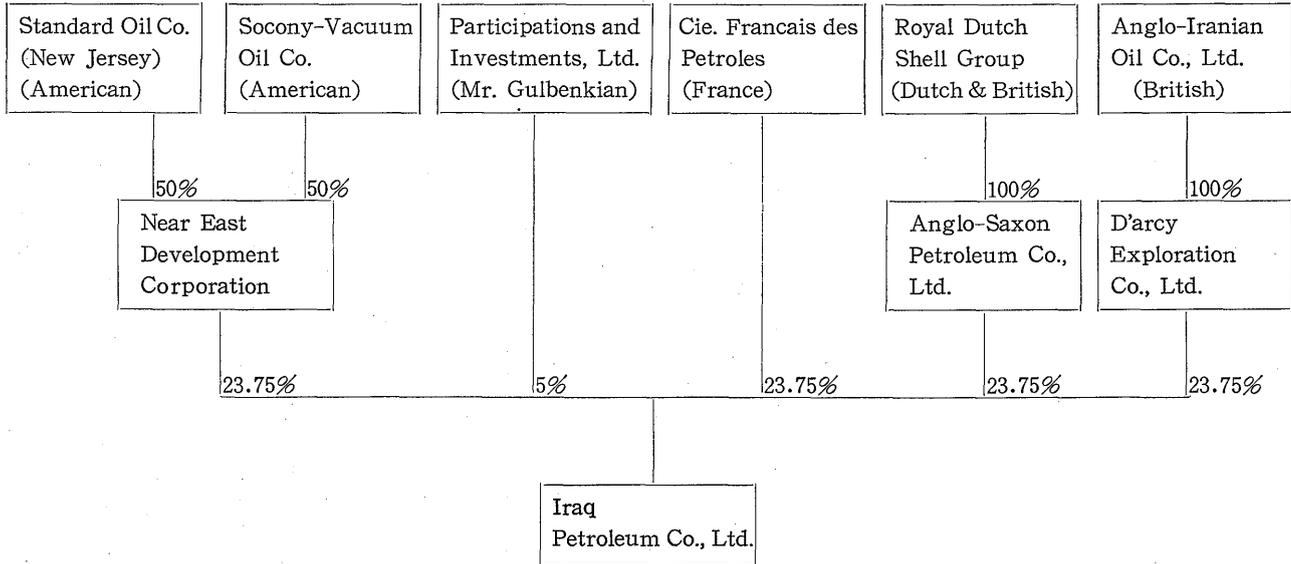
(1) IPC の設立過程

シュバリエは「石油の歴史は帝国主義の歴史である」¹⁾と端的に表現した。石油資源をめぐる帝国主義諸国間の争いは, 中東ではメソポタミア地方(現在のイラク)を中心として起こっている。第一次大戦前, イラクの石油利権はイギリスとドイツにより争われ, 1911年グルベンキアン(個人)の仲介により和解が成立し, アフリカおよび東方利権株式会社(African & Eastern Concessions Limited)が設立された²⁾。翌年 TPC (Turkish Petroleum Co.) と改称した²⁾。

TPC のドイツ持分は, 第一次大戦中に敵国資産としてイギリス政府に没収され, 1920年4月のサンレモ協定でフランス政府へ移され³⁾, また同協定において, メソポタミア地方の石油を英・仏で独占することが決定された⁴⁾。

アメリカ政府は英・仏によるメソポタミア地方の石油資源独占に抗議し, 6年後の1928年7月ようやく米系5社が IPC に参加することで妥協した⁵⁾。TPC は1929年6月, IPC (Iraq Petroleum Co.) に名称を変更した。

図IV. IPCの共同所有関係



〔出所〕 Staff Report to the Federal Trade Commission submitted to the Subcommittee on Monopoly of Select Committee on Small Business, United State Senate, *The International Petroleum Cartel* (New York, Arno Press, Reprint Edition, 1976), Chart 20.

IPC 設立は、国際石油産業の歴史上重要な意味をもっている。まず、IPC は国際石油資本間で中東石油利権を共同所有するという新しい生産調整システムの雛型となったのである。しかもかの有名な赤線協定 (Red Line Agreement) により、イラク全土はもちろんのことエジプト、クウェートを除く旧オットマン帝国内では単独で石油事業を行わないことが取り決められている。つまり、IPC は二重の意味で競争制限的特徴をもっていたのである⁹⁾。

(2) IPC 国有化の前段階

1958年7月、アブドール・カリム・カセム (Abdul Qarim Qasem) は王制を打倒し、共和制を樹立した。イランの失敗が記憶に新しいこともあり、当初カセムは IPC を国有化する意向はないと表明していた。だが、翌年には IPC との間で対立が生じた。1959年4月、IPC が1962年までに産油量を倍増し、イラク内に製油所を建設することに同意したという国民経済相のコメントを IPC が否定したこと、11月にはイラク政府がバスラ港拡張資金調達のため、港湾積荷料を23.4フィルス/トンから280フィルス/トンに引き上げたことに IPC が対抗し、1960年7月子会社の BPC (Basrah Petroleum Co.) のルマイラ油田の生産停止、ズバイル油田の生産を800万トン/年に制限する措置をとったこと、そして1960年8月の国際石油資本による中東原油の公示価格引下げ⁷⁾ がイラク政府の態度を硬化させた原因であった⁸⁾。

交渉は決裂し、イラク政府は1961年12月11日、法律第80号を制定、IPC の未開発鉱区 (IPC の利権鉱区の99.5%にも及んだ) を接收した。

国際石油資本にとっては、この時期のイラク政府との紛争は、IPC の生産制限・新規油田開発の停止に好都合な理由とさえ映った。Exxon のハワード・ページは「イラクのように協定を破った場合は生産削減がやりやすくなった。そうした場合われわれは勝手にしろ (go to Hell) ということができたからだ」⁹⁾ と述べている。また彼は「これだけの量の石油を受け入れることができるか」とたずねられると、「もちろんイラクの生産量を下げればね」と答えたという¹⁰⁾。

確かに、IPC による生産制限は意図的であったが、1963年2月9日のラマダ

ン革命によるカセムの暗殺や、1968年7月17日のバース党によるクーデターなど一連の政変による政情不安定が、IPCの新規投資を躊躇させる要因ともなっていたことも事実である。

イラク政府は、1964年、国営石油会社 INOC (Iraq National Oil Co.) を設立、自力で探鉱行動を行おうとしたが失敗している¹¹⁾。1967年8月9日、INOCと外国石油会社が共同で事業を行うことが認められた結果、ようやく INOC の設立が実質的意味をもつようになった。1968年2月3日、フランスの石油公社 ERAP (Entreprise de Recherches et d'Activités Pétrolières) と請負契約を締結し、IPC 接收鉱区の開発に着手することが可能となったのである¹²⁾。

(3) イラクの国有化戦略

1968年7月17日、クーデターで政権をとったバース党は、クルド族問題の解決と国家の統合、アラブ諸国の連帯と反シオニズム運動の強化、農地改革の徹底を打ち出すとともに、カセム政権と異なり当初から、石油産業においては国際石油資本から自立し、INOC を強化するという国有化路線を明確にしていた¹³⁾。

だが、イラクの国有化は段階的に、しかもきわめて慎重に行われた。イランの国有化の失敗を規定したのは販路の問題であった。そのうえ、国有化を長期的に貫徹するためには、継続的な新規油田の探鉱・開発、安定操業、老朽油田からの回収などの技術力が要請される。

(i) 技術・販路問題の解決

イラクは、石油資源および生産設備の国有化が法的に認められ、しかも技術力と販路の問題を解決できる外国企業との請負契約を2件結んだ。まず1972年8月、ブラジルの国営石油企業 Petrobras (Petroleiro Brasileiro S. A, 1953年設立) との間で、1973年4月にはインド政府の石油天然ガス委員会 (Oil and National Gas Commission) との間で結ばれた¹⁴⁾。

また社会主義諸国との間では技術協力協定が締結されている (表VI参照)。その対価は石油で支払われた (バーター取引)。

IPC の親会社以外からの技術導入、IPC の親会社以外への販路の確保は、

表Ⅵ イラクにおける探鉱開発直接作業契約

締 結 日	契 約 者	
1969年 6月	INOC—Machinoexport(ソビエト)	カナークン地区での地震探鉱
1969年10月	INOC—Chemokomplex (ハンガリー)	北ルマイラ油田で4油井を掘削 ルーマニア1,500万ドルの借款供与
1971年 3月	INOC—Chemokomplex (ハンガリー)	シャンブール油田で3開発井を掘削
1973年 4月	INOC—Geomin (ルーマニア)	バグダード東部の地震探鉱 2探鉱井の掘削 ルーマニア3,500万ドルの借款供与
1973年 9月	INOC—Technoexport Stroy (ブルガリア)	北部地区での5油井の掘削
1973年12月	INOC—Chemokomplex (ハンガリー)	1971年3月の契約の延長
1974年 2月	INOC—Stroyexport (チェコ)	ダヤラ、カーナキン地区での地震 探鉱、西部地区での重力探鉱、岩 石分析実験室の建設
1974年10月	INOC—Technoexport Stroy (ブルガリア)	ニニベ地区での地震探鉱 ブルガリア500万イラク・ディナール の借款供与
1974年10月	INOC—Limex (東ドイツ)	ユーフラテス西部での地震探鉱

〔出所〕 総合研究開発機構編，中東経済研究所著『中東石油と世界危機』毎日新聞社，1979年，142頁。

国有化へ向けての先行指標となったのである。

(ii) 市場構造の変化

メキシコ、イランの国有化が行われた時代とは根本的に異なる状況が存在していた。それは1968年以後の石油需要の拡大とそれに伴う OPEC 生産量の急増、及び1950年代から増え続けた消費国の国営・国策石油企業、独立系企業の新規参入による原油流通ルートの多様化である。

このような需給の逼迫、市場構造の変化が、国際石油資本のボイコットを無意味なものにすることはいうまでもない。

(iii) IPC 国有化

1970年代に入っても IPC とイラクの間に生じていた古い問題は解決されな

かった。それは1961年の法律第80号に基づく99.5%の利権鉅区接収に対する補償問題、利権料の経費化、原油増産の問題であった。

とくに補償問題については、両者の主張は平行線のまま対立が続いた。1972年2月5日、IPCは補償としてINOCの生産する原油の12.5%を利権料、コストを含まない価格で受け取ることを提示したが、イラク政府は補償要求そのものを取り下げるべきだと主張していた¹⁵⁾。

2月に交渉が中断された。すると3月末と4月のIPCの原油生産量は1、2月の115万b/dから60万b/dへと激減したのである。IPCは、タンカー運賃の下落によるイラク原油の競争力低下のためであると説明したが、交渉中断直後のこともあり、交渉を有利にするためのIPCの圧力とも受けとれた¹⁶⁾。

経済的に割に合わないのであれば、キルクーク油田（イラク最大の油田）を放棄せよとのイラク政府の逆提案にIPCは回答しなかった。

そこで1972年6月1日、法律第69号により、イラク政府はIPCの全資産の国有化を宣言した。

(iv) 産油国の支援

IPC国有化の際、他の産油国の積極的支援が得られたことの歴史的意義はきわめて大きい。まずOPEC加盟11カ国が国有化直後の6月9日、バイルートで開かれた臨時総会で「他のいかなるOPEC諸国も1970年レベルのIPC生産にとってかわったり、もしくはその伝統的市場においてIPC原油にとってかわる意図をもって生産を拡大し、利益を得るような行動をとらない」¹⁷⁾と表明した。

6月10日にはOAPEC（Organization of Arab Petroleum Exporting Countries、アラブ石油輸出国機構）も、減産で財政困難に陥ったイラク、同じくパイプライン収入の減ったシリアにそれぞれ5,390万ポンド、680万ポンドの借款を3ヶ月にわたって供与することを決定した¹⁸⁾。

OPEC、OAPECの側面からの支援は、単なる精神的支えにとどまらず、メキシコ、イランの国有化以来初めて産油国の団結により、国際石油資本によるイラク原油のボイコット、それを埋め合わせるための他の産油国での増産を効果的に防ぐ役割を果たした。いわば石油産業史上の歴史的転換点を示すできごとであったといっても過言ではない。

(v) 国有化原油の販売

国有化の成否は、国有化原油の販売いかんにかかっていた。INOC は以前から東ヨーロッパ諸国へ石油を輸出していたが、量的には少なかった。ソビエトもいちはやくイラク全面支援を表明したものの、ソビエトも純石油輸出国であるため、イラク原油購入に関する新規契約の提示はなかった。

実際にイラク原油を購入したのは、50年代、60年代を通して国際石油資本のシェア低下に貢献してきた新規参入の消費国国営石油企業であった。1972年3月、イタリアの国営炭化水素公社 ENI (Ente Nazionale Idrocarburi) がバーター方式で北ルマイラ原油を10年間に2,000万トン購入する契約を締結 (のちにキルクーク原油についても契約)、同じく3月にスペインの国営石油企業 Hispanoil, 7月にはブラジルの Petrobras が同様の契約を結んだ。また1973年にはインド政府が1975年3月まで195万トンの原油を購入する契約に加えて、1976年以降12年間に11,200万トンの原油を購入することに同意した¹⁹⁾。

しかも IPC の親会社の1社である CFP もその動きに加わった。1972年6月15日、フランスのポンピドー大統領とイラクのサッダム・フセイン副大統領がパリで会談し、CFP がイラク原油を国有化以前と同量市場価格で購入、フランスが技術・資金上で協力することで合意した²⁰⁾。小島氏によると「フランスがイラクとこのような協定を締結したのは、一つにはフランスのイラク原油に対する依存度が原油輸入量の20%にも達していたからであり、一つにはフランスの自主外交路線の貫徹によるもの」²¹⁾であった。CFP と他の国際石油資本との利害対立も、IPC の交渉上の立場を著しく弱めたのである。

(vi) 国有化の完了

1972年の IPC 国有化の際、IPC の子会社で南部に利権をもつ BPC と北部担当の MPC (Mosul Petroleum Co.) は国有化の対象から除外されていた。MPC は1973年2月に国有化され、BPC も段階的に国有化された。まず1973年10月7日、アメリカのイスラエル支持を理由に Mobil, Exxon 持分、21日は同じ理由で Shell 持分、12日ポルトガルのアラブ対立に対する報復措置としてグルベンキアンの持分が国有化され、1975年12月8日残りの57%も国有化され、国有化は完了した²²⁾。

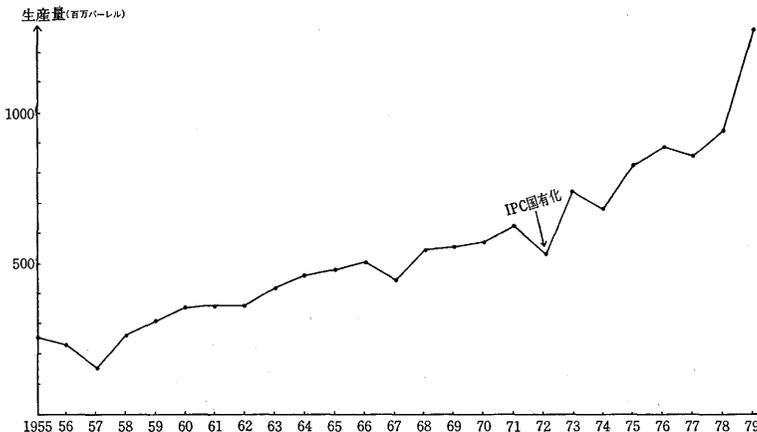
(4) 国有化後のイラク石油産業

1960年代後半から始まった原油市場の急速な拡大、50年代及び60年代を通して増え続けた新規参入、それに伴う国際石油資本のシェア低下と原油流通ルートが多様化、社会主義諸国の技術援助など、石油産業国有化にあたって、国際石油産業史上初めて産油国に有利な国際環境が1960年代後半から70年代にかけて出現したのである。メキシコは国有化に成功したがゆえに、サウジアラビアに匹敵する程の潜在的埋蔵量をもつといわれながら、石油産業の国際的地位低下を甘受せねばならなかった。イランは失敗ゆえに急速な発展をみた。イラクはどうなったか。

国有化により、生産調整のための限界地としての制限が取り払われ、イラクに有利な国際環境・市場構造のなかで、イラク政府は増産・輸出拡大政策をとることが可能となったのである。

図Vによると、IPC 国有化が行われた1972年はその影響を受け、生産量は前年の62,400万 t/年から52,942万 t/年へ15.2%減少したが、その後順調に生産量を拡大していったことが読みとれる²³⁾。

図V. イラクの原油生産量 (1955—79)



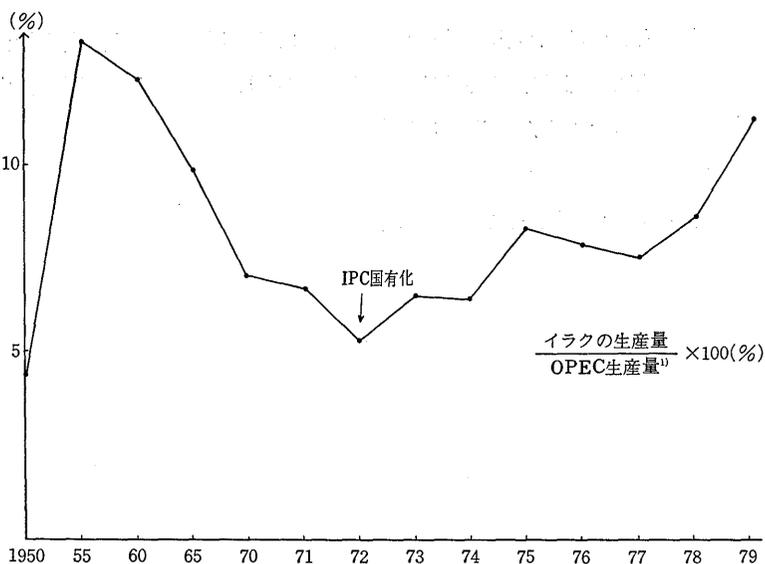
〔出所〕 1955—1974は、山田・廿日出・竹内、前掲書、付表。

1975—1979は『PETROLEUM ECONOMIST』（日本語版）1984年6月号、260頁より作成。

また、OPEC 生産量に占めるイラクの生産量もイランの国有化による原油不足を補うために増産されていたと考えられる 1955年には 12.4%に達していたが、その後イラン、クウェート、サウジアラビア、リビアなどの他の産油国に比べて生産の伸び率は抑えられていたため、1972年は 5.4%までその比率を落としていた。国有化後は一転して他の産油国以上の増産により、1979年には OPEC 生産量の 11.2%を占めるにいたっている (図VI参照)。

IPC の崩壊、イラク政府による増産は国際石油資本による生産調整システムを著しく弱体化した。にもかかわらず、現実には70年代はいくつかの特殊な要因が働き、原油価格は下方硬直的であった。70年代の原油価格については別の考察が必要である。しかし、巨大な需要者である国際石油資本 (Exxon, BP,

図VI. OPEC 生産量に占めるイラク原油の比重 (1950—79)



- 1) OPEC 生産量は現 OPEC 加盟国 (サウジアラビア, イラン, ベネズエラ, クウェート, イラク, カタール, インドネシア, リビア, UAE, アルジェリア, ナイジェリア, エクアドル, ガボン) の生産量の合計。

〔出所〕 1950—1972は Dankwart A. Rustow and John F. Mugno, *OPEC: Success and Prospects* (New York, New York University Press, 1976), p. 128. 1973—1979は『PETROLEUM ECONOMIST』(日本語版) 1984年 6月号, 260頁より作成。

Shell, Mobil)を失ったイラクが大量に原油を販売するためには、やはり OPEC により決定された公式販売価格より安値で売るという行動に出ざるを得なかったことに注目しておく必要がある。

1975年は世界不況による石油需要の鈍化の影響を受け、OPEC 全体の生産量は、1974年の3,073万 b/d から1975年には2,719万 b/d へ11.5% (イラクを除く OPEC 諸国は13.3%減) 減少したのに対して、イラクは1974年の197万 b/d から1975年には226万 b/d へ14.7%の増産を行った²³⁾。この動きについて他の OPEC 諸国は、イラクが値引き販売をしているとしてはげしく非難している²⁴⁾。

また、技術問題においても、社会主義諸国の技術援助などがあったにもかかわらず、生産量の増加率に埋蔵量の拡大が追いつかず、可採年数 (R/P) は1974年の52.4年から1979年には25.2年にまで低下した²⁵⁾ (図Ⅶ参照)。

図Ⅶ. イラクにおける $\frac{R}{P}$ の推移 (1973—80)



〔出所〕石油公団・石油鉱業連盟共編『石油開発関係資料1981』石油通信社、1981年、169頁より作成。

注

- 1) シュバリエ, 前掲書, 34頁。
- 2) 脇村義太郎『中東の石油』岩波新書, 1957年, 56頁。
- 3) IPC のフランス政府持分を管理するために1924年3月, ポアンカレー大統領により BP をモデルに作られたのが CFP である。
- 4) 脇村, 前掲『中東の石油』, 57頁。
- 5) 最終的には米系企業は2社となった(図IV参照)。
- 6) 脇村, 前掲『中東の石油』, 60頁。
- 7) このときの価格引き下げに対抗して1960年9月 OPEC が設立されている。
- 8) 小島直「イラクにおけるナショナリズムと石油産業国有化」『現代中東研究』Vol. 1, No. 1, 1976年, 55頁。
- 9) Sampson, *op. cit.*, p. 168. 邦訳, 192頁。
- 10) *Ibid.*, p. 169. 邦訳, 193頁。
- 11) 小島, 前掲論文, 59頁。
- 12) 同上, 61頁。
- 13) 同上, 61頁。
- 14) 同上, 62頁。
- 15) 同上, 64頁。
- 16) 「IPC 国有化の顛末とその後の動き」『石油の開発』第5巻第4号, 1972年, 46頁。
- 17) 'OPEC Support Iraqi Nationalization Move', *MEES*, Vol. 15, No. 33, 1972.
- 18) 落合淳隆『石油と国際法』敬文堂, 1977年, 197頁。
- 19) 「INOC の販売活動」『PETROLEUM PRESS SERVICE (以下 PPS と略記)』(日本語版), 1972年9月号, 342頁, 「インド:イラク原油をさらに購入」『PPS』, 1973年5月号, 190頁, 及び「IPC 国有化の顛末とその後の動き」『石油の開発』第5巻第4号, 1972年, 47頁。
- 20) 小島, 前掲論文, 67頁。
- 21) 同上, 67頁。
- 22) 「イラクの BPC 完全国有化」『石油の開発』第9巻第1号, 1976年, 58頁。
- 23) 『PETROLEUM ECONOMIST』(日本語版) 1984年6月号より算出。
- 24) 総合研究開発機構編, 中東経済研究所『中東石油と世界危機』毎日新聞社, 1979年, 141頁。
- 25) INOC は1984年12月15日, バスラ近郊で, 同国のこれまでの確認埋蔵量に匹敵する大量の原油を有する大規模油田を発見したと発表した。
この発表ではイラク原油の確認埋蔵量は, 430—500億バレルであったが, 新油田発見で埋蔵量は860億バレルへ倍増, OPEC 諸国ではクウェートとほぼ並び, サウジアラビアに次ぐ規模になったと伝えられている(朝日新聞1984年12月17日朝刊)。

V. プロトタイプの国有化と事業参加思想

(1) プロトタイプの国有化の共通点

メキシコ、イラン、イラクの国有化の背景には、国際石油資本及びその本国政府との間で長年続いてきた政治問題があった。したがって、プロトタイプの国有化の第一の目的は政治的自立の達成であり、経済的目標は下位目標にすぎなかった。現実にはイラクの国有化まで（正確には1960年代の中頃まで）、国有化が国有化以前よりも産油国に経済的メリットをもたらすとは一般に考えられていなかった。

筆者はそれぞれの国有化の経済的メリット・デメリットを指摘してきた。だが、本来政治的自立は経済的成功より優先されるべきものであって、経済的成功・失敗が国有化の評価の指標ではないということをここで強調しておきたい。ガルブレイスのいうように、「あらゆる国家発展には順序があって、政治的要因、文化的要因、経済的要因が（部分的に重複することは珍しくないが）この順に重要になる」¹⁾ のであり、民族や国家の政治的自立なしに経済的利益を追求するような体制が長期的に発展するとは考えられない。たとえばイランのように、国有化が失敗したゆえに経済的には利益を享受できたものの、国際石油資本及びアメリカ政府に対する政治的・軍事的従属が結局はもう一度プロトタイプ型国有化に進展せざるをえなかったことも理解できる。

第二次大戦後、政治的独立を達成したにもかかわらず、以前と同様産油国のほぼ全国土を利権鉅区として保有し、投資計画、産出量、価格の決定権を独占する国際石油資本、その活動を政治的・軍事的に支援するイギリス、アメリカ政府、そのようななかで国際石油資本の支払う利権料が国家財政の中心部分を占める構造をもつ産油国、そしてその利権料に依存する封建的支配階級。このような旧秩序を打破するための最終手段がプロトタイプ型国有化であった。

ところが、イラクの場合には、政治的にも経済的にも成功を収めることのできる産油国に有利な国際環境が整っていた。そのなかでもとくに1950年代、60年代を通して増え続けた新規参入企業が、国際石油資本の市場支配力を徐々に

表Ⅶ. 上位20社の原油生産, 1953及び1972 (アメリカ, 社会主義圏を除く)

単位: 1,000b/d

1 9 5 3				1 9 7 2			
会 社 名	原油生産量	パーセント	累 積 パーセント	会 社 名	原油生産量	パーセント	累 積 パーセント
1. Exxon	1,261	24.9	24.9	1. B. P.	4,664	14.9	14.9
2. Shell	1,045	20.6	45.5	2. Exxon	4,299	13.7	28.6
3. B. P.	623	12.3	57.8	3. Shell	3,531	11.3	39.9
4. Gulf	571	11.2	69.0	4. Texaco	2,912	9.3	49.2
5. Texaco	339	6.7	75.7	5. Socal	2,690	8.6	57.8
6. Socal	310	6.1	81.8	6. Gulf	2,529	8.1	65.9
7. Mobil	272	5.3	87.1	7. Mobil	1,575	5.0	70.9
8. Pemex	198	3.9	91.0	8. Communist Bloc ¹⁾	1,301	4.2	75.1
9. CFP	154	3.1	94.1	9. CFP	977	3.1	78.2
10. YPF	64	1.2	95.3	10. SONATRACH	925	2.9	81.1
11. Ecopetrol	34	0.7	96.0	11. Pemex	440	1.4	82.5
12. Atlantic	18	0.4	96.4	12. Occidental	424	1.3	83.3
13. Phillips	18	0.4	96.8	13. Continental	334	1.1	84.9
14. Trin. L. L.	17	0.3	97.1	14. INOC	333	1.1	86.0
15. Sinclair	16	0.3	97.4	15. アラビア石油	331	1.1	87.1
16. Ultramar	12	0.2	97.6	16. Standard Oil of Indiana	267	0.9	88.0
17. Lobitos	11	0.2	97.8	17. Marathon	266	0.8	88.8
18. Trin. Pet. D.	9	0.2	98.0	18. Atlantic-Richfield	257	0.8	89.6
19. Apex	8	0.2	98.2	19. NIOC	248	0.8	90.4
20. Anglo Ec.	7	0.1	98.3	20. ENI	199	0.8	91.0
その他	86	1.7	100.0	その他	2,810	9.0	100.0
計	5,074	100.0	100.0	計	31,312	100.0	100.0

1) Communist Bloc は社会主義圏以外の国へ輸出された量のみ。

〔出所〕 Neil H. Jacoby, *Multinational Oil* (New York, Macmillan Publishing, 1974), pp.192-193.

表Ⅷ. 上位20社の石油精製能力, 1953及び1972 (アメリカ, 社会主義諸国を除く)

単位: 1,000b/d

1 9 5 3				1 9 7 2			
会 社 名	精製能力	パーセント	累 積 パーセント	会 社 名	精製能力	パーセント	累 積 パーセント
1. Shell	1,132.6	22.3	22.3	1. Exxon	4,697	13.1	13.1
2. Exxon	960.6	18.9	41.2	2. Shell	4,295	12.0	25.1
3. B. P.	909.4	17.9	59.1	3. B. P.	2,910	8.1	33.2
4. Texaco	225.1	4.4	63.5	4. Texaco	1,810	5.1	38.3
5. Pemex	209.5	4.1	67.6	5. Mobil	1,352	3.8	42.1
6. Mobil	205.8	4.1	71.7	6. Socal	1,346	3.8	45.9
7. Socal	195.2	3.8	75.5	7. Gulf	1,006	2.8	48.7
8. CFP	154.0	3.0	78.5	8. CFP	739	2.1	50.8
9. YPF	141.7	2.8	81.3	9. Communist Bloc ¹⁾	674	1.9	52.7
10. Trin. L. L.	80.0	1.6	82.9	10. Petrobras	666	1.8	54.5
11. Gulf	61.1	1.2	84.1	11. Pemex	625	1.7	56.2
12. Petrofina	36.0	0.7	84.8	12. 出光	532	1.5	57.7
13. Antar	34.9	0.6	85.5	13. Mediterranean	480	1.3	59.0
14. Ecopetrol	32.5	0.6	86.1	14. Petrofina	420	1.2	60.2
15. CEPASA	28.2	0.6	86.7	15. YPF	359	1.0	61.2
16. Un. Rhein	28.0	0.6	87.3	16. Sincat	314	0.9	62.1
17. Gelsenberg	28.0	0.6	87.9	17. ELF	307	0.9	63.0
18. ANCAP	25.2	0.5	88.4	18. 丸善	283	0.8	63.8
19. ENI	25.1	0.5	88.9	19. Yugoslav Gov.	274	0.8	64.6
20. 日本石油	24.0	0.5	89.4	20. CEPASA	262	0.7	65.3
その他	542.2	10.6	100.0	その他	12,477	34.7	100.0
計	5,079.1	100.0	100.0	計	35,822	100.0	100.0

1) Communist Bloc は社会主義圏以外の国へ輸出された量のみ。

[出所] Jacoby, *op. cit.*, pp.198-199.

弱化させたことが重要視されねばならない²⁾。国際石油産業における集中度の低下傾向は、ヤコビによって詳細に分析されている。彼の資料をもとに、イランの国有化が失敗に終わった1953年と IPC の国有化が行われた1972年を比較すると、原油生産における集中度は、1955年が上位4社で69%、上位7社で87.1%、上位20社で98.3%であったのに対して、1972年ではそれぞれ49.2%、70.9%、91%まで低下していた（表Ⅶ参照）。また精製段階では、低下傾向はさらにはっきりしており、1953年上位4社で63.5%、上位7社で75.5%、上位20社で89.4%を占めていたのが、1972年には42.1%、48.8%、65.3%へ低下したのである（表Ⅷ参照）。

市場占有率の低下に貢献した新規参入企業のなかには、発展途上国を含めた消費国の国営・国策石油会社が多く含まれていたこと、すなわち、石油会社の国籍が分散する傾向を強めていたことも見逃すことのできない事実である。それは戦後世界経済における多極化の進展と対応していた。

ところで、プロトタイプの国有化には、もう一つの共通点を見出すことができる。プロトタイプの国有化は、何らかの社会改革の一環として行われたということである。メキシコの場合は、1910年から始まったとされる「メキシコ革命」の最後の仕上げとして、石油産業と鉄道業の国有化が行われたのである³⁾。イラクの場合もバース党による「アラブ社会主義」実現の一環であった。またイランでは、国有化後に外国資本と利害を共通していた大地主層を分解するための農業政策などが打ち出されたのである⁴⁾。

(2) 事業参加思想への転換

以上みてきたように、1950年代後半から始まった国際石油資本の市場占有率の長期低落傾向は、イラクでみたように、プロトタイプ of 国有化に経済的成功をもたらす要素になっていた。ところが、一国の国有化が経済的に成功するという可能性が出てきたことこそ、ヤamaniにとっては「問題」と考えられた。世界の石油は国際石油資本により有機的に結合されていたはずである。その結合の中核に相当する産油会社（ジョイント・ベンチャー）が国有化により解体されることは、単なる市場占有率の低下傾向以上に国際石油資本の市場支配力に

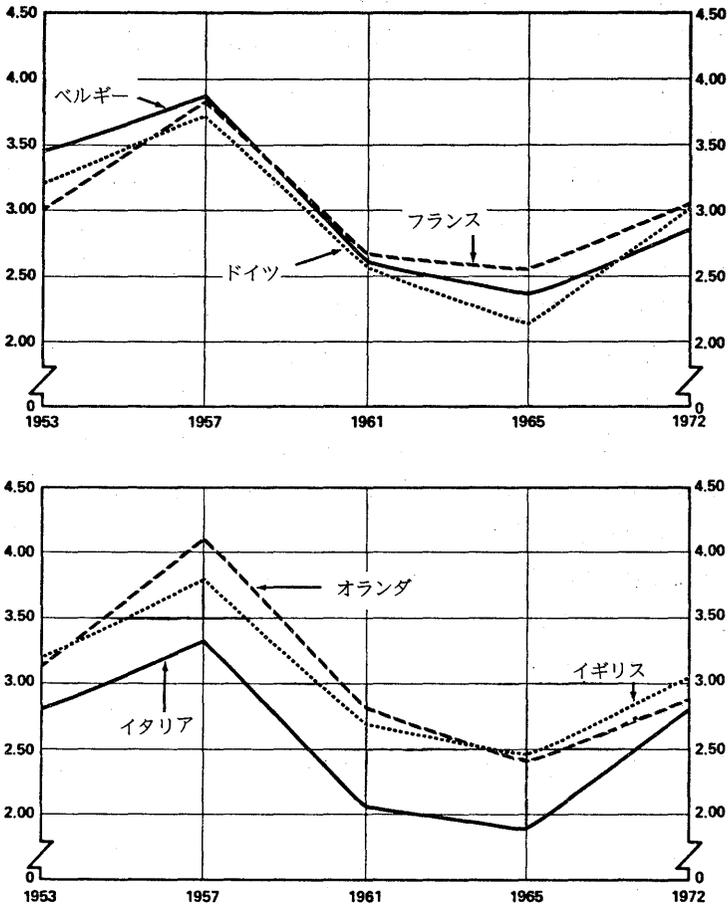
響影を及ぼす。そしてそのあとには、あらゆる決定権を一手に握った、しかも有機的に結合されることのきわめて難しい国営石油企業＝国家主権が存在しているような情況は、産油国全体の経済的利益を考えると、決して好ましい状態であるとはヤマニには考えられなかったのであろう。

ヤマニがそう考えたのもっともである。1965年、トリポリで開かれた第9回 OPEC 総会において、OPEC は原油価格の下落に歯止めをかけるべく生産制限を実施しようとした⁵⁾。その際問題となったのは、すべての産油国が受け入れることのできる生産制限の基準の設定である。中東で最大の人口をもつイランは、人口を基準にすることを主張、埋蔵量の大きいサウジアラビア、クウェートは埋蔵量を基準にすることを求めるなど、各国が自国に有利な基準を要求した結果、生産制限は断念され、生産量の伸び率を制限することで合意が成立した。上限はクウェート5%、カタール6%、サウジアラビア9%、イラク9%、イラン16%であった。だが、この協定はまったく守られず、OPEC にはそれを守らせる強制力もなかった⁶⁾。原油の市場価格は、50年代後半から低下し続けており、有名なエーデルマンの「1ドル原油説」⁷⁾ がまさに現実味を帯びてきていたのである（図Ⅷ参照）。

ヤマニ及びサウジアラビア王制にとってさらに問題であったのは、プロトタイプ型国有化が国内の社会改革を伴っていたことであろう。1956年、エジプトのナセルが英・仏・イスラエル軍をスエズ運河から追い出し、1958年にエジプトとシリアによるアラブ連合共和国の創立に成功したことが、ナセルの信奉者を数多く生んだ。ナセルの思想は汎アラブ主義（アラブナショナリズム）と呼ばれている。リーマンによると、アラブナショナリズムの目標は、(1)独立（政治、経済、軍事、外交の各分野において西側勢力より完全に独立すること）、(2)統合（アラブ諸国を統一すること）、(3)社会改革（前近代的政治制度を排除し、土地改革と社会主義的経済運営を行うこと）の三点である⁸⁾。

その運動の中心人物の1人が OPEC 設立の立役者であり、その急進的思想ゆえにサウジアラビアから国外追放された前サウジアラビア石油相、アブドゥラー・タリキ（Abdullah Tariki）であった。タリキはサウジアラビアにおける ARAMCO の独占を打破するため、中立地帯に日本のアラビア石油を積極

図Ⅷ. ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、オランダにおける輸入原油価格 (1953, 1957, 1961, 1965, 1972) 単位: バレル/ドル



〔出所〕 Jacoby, *op. cit.*, p. 231.

的に導入したりしている⁹⁾。ヤマニにとっては、国際石油資本の独占を打破するために多くの石油会社を導入することは、結局は競争を激化させ、原油価格の長期低落傾向に一層拍車をかけることになるため、産油国の経済的利益に反する自殺的行為と考えられたのである。

産油国の経済的利益を守るため、石油問題を政治問題から切り離す努力は、OAPEC 設立の際にもはっきりと現われた。1967年の第三次中東戦争の際、ア

アラブ産油国は初めて原油の禁輸を実施したが、効果はなく、石油収入の減少という形で損失を被ったのはむしろ産油国の側であった。そこでサウジアラビア、リビアが中心となり、石油を政治問題に利用されないようにする目的で、1968年設立されたのが OAPEC である¹⁰。石油収入の激減・杜絶は王制そのものの崩壊に直結する。

このようにみるならば、ヤマニの事業参加構想は、国際石油資本の市場支配力低下、アラブナショナリズムの高揚のなかで、自国の政治体制維持、そのための石油収入の安定確保のため、産油国の目を、ナショナリズムの変革のイデオロギーから石油収入という経済的利益へ向けさせるために打ち出されたものと考えざるをえないのである。

注

- 1) ジョン・K・ガルブレイス『ガルブレイス世界を読む』TBS プリタニカ、1984年、23頁。
- 2) 「メジャーの支配力は産油国側の『国営企業』の成立およびインディペンデンツの進出によって脅かされているのであって、戦後メジャーの支配力強化は『神話』にすぎない、という主張こそ神話にはかならないのである」（蔵本喜久・館山豊「アメリカの石油産業とエネルギー危機の本質——国際石油産業の研究——」『経済評論』1973年7月号、44—45頁）という見解には賛成できない。
- 3) 「メキシコ革命」については、増田義郎『メキシコ革命——近代化のたたかい——』中公新書、1968年を参照されたい。
- 4) モサデグの国有化は、不十分な農地改革により安定な政治体制確立に失敗し、内部崩壊したという興味深い指摘が、館山豊「産油国による石油産業国有化の経緯(1)、(2)——50年代前半の英米石油資本間の抗争とイランの国有化——」『世界経済評論』1975年3月号、4月号でなされている。
- 5) Resolution 61 については、OPEC, *OPEC Official Resolutions and Press Releases 1960-1980* (Oxford, Pergamon Press, 1980), p. 53 を参照のこと。
- 6) Benjamin Shwadran, *Middle East Oil: Issues and Problems* (Cambridge, Schenkman Publishing, 1977), p. 6.
- 7) エーデルマンは、M. A. Adelman, "Oil Prices in the Long Run (1963-75)", *The Journal of Business* (Univ of Chicago), Vol. 37, 1964のなかで長期的に価格は1ドル/バーレルにまで低下しうることを指摘していた。
- 8) W. A. Leeman, *The Price of Middle East Oil: An Essay in Political Economy* (New York, Cornell University Press, 1962), pp. 210-211. ...

- 9) モズレー, 前掲書, 330-337頁, 及び野口雄一郎『日本の経済ナショナリズム』ダイヤモンド社, 1976年, 21-24頁。
- 10) Shwadran, *op. cit.*, p. 7.